

県営林産物売払入札参加資格審査申請要領

平成 20 年 12 月 9 日 20 林第 814 号
改正 平成 22 年 3 月 11 日 21 林第 905 号
改正 平成 25 年 5 月 1 日 25 林第 97 号
改正 平成 26 年 4 月 1 日 26 林第 53 号
改正 平成 26 年 12 月 25 日 26 林第 412 号
最終改正 平成 30 年 1 月 29 日 29 林第 501 号

長崎県県営林産物売払の競争入札の参加資格審査申請要領を次のとおり定める。
なお、申請にあたっては、この要領に示す内容を十分に熟知し、間違いのないように留意すること。

1 定義

この要領において、「県営林産物売払」とは、県営林の林産物及びその加工品の売払をいう。

2 申請者の競争入札参加資格

競争入札に参加することのできる者は、長崎県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 34 年 3 月 20 日長崎県条例第 3 号）に基づき木材業者登録又は製材業者登録をしている者とする。

3 申請書の受付日時・場所等

(1) 受付期間 告示で定める期限内において随時（いつでも申請できる。ただし、開庁日）

なお、既資格取得者の有効期間満了に係るものは、原則として、毎年 1 月 4 日から 2 月末日までとする。

(2) 受付場所 長崎市尾上町 3 番 1 号 長崎県 農林部 林政課

(3) 有効期間 資格認定の日からその属する年度の翌年度の 3 月 31 日まで

(4) 提出・問い合わせ先

〒850-8570 長崎市尾上町 3 番 1 号

長崎県 農林部 林政課 普及指導班

電話 095-895-2990

4 申請書の提出方法

持参又は郵送とする。

持参の場合は、書類の内容について、回答できる者が持参すること。

なお、申請書の記入及び添付書類に不備があるものは受付できない。

5 申請書及び添付書類

申請者は、次の (1) から (11) までの申請書及び添付書類のうち、申請に必要な書類を提出しなければならない。（別表の申請書及び添付書類一覧表を参照。）

なお、申請書及び添付書類の記入にあたっては、この要領及び添付書類の各様式の記入方法、欄外の注意事項を参照し、誤りや記入漏れがないように明確に記入すること。

もし、提出書類に、虚偽の事項を故意に記載した場合は、競争入札参加資格の認定を取り消すことがあるので、十分に注意すること。

(1) 競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）

ア 法人の場合は、登記事項証明書に記載されているとおりに記入すること。

イ 個人の場合は、「所在地」は営業所の本拠地、「代表者氏名」は経営者の氏名を記入すること。

- ウ 申請に使用する印は、印鑑証明された印鑑を押印すること。
- エ 「商号又は名称」は、屋号等、この要領2に規定する登録証に掲げる名称を記入すること。
- (2) 登記事項証明書及び誓約書（写し不可）
- ア 法人の場合は、登記事項証明書（申請日前3ヶ月以内のもの）を添付すること。
- イ 個人の場合は、誓約書（様式第2号）を添付すること。
- (3) 営業概要書（様式第3号）
- (4) 資格要件に必要な登録証の写し
この要領2に規定する資格要件を有する登録証を添付すること。
- (5) 納税証明書（申請日前3ヶ月以内のもの。写し不可）
- ア 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
(ア) 法人の場合は、法人税並びに消費税及び地方消費税について
(イ) 個人の場合は、所得税並びに消費税及び地方消費税について
- イ 県税の全税目の未納がないことを証する所管の県税事務所長等（振興局長）の納税証明書を添付すること。
なお、個人事業主の方は、個人県民税についての市町長による証明書を添付すること。
- (6) 財務関係明細書（審査対象となる営業年度の終了日以前2年の財務諸表）
- ア 法人の場合は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書を添付すること。
- イ 個人の場合で、青色申告者の場合は損益計算書、資産負債額調（貸借対照表）、白色申告者の場合は確定申告書、白色申告者（個人事業者）に係る財務関係明細書（個人用）（様式第4号）を添付すること。
- (7) 営業所一覧表（様式第5号）
- ア 長崎県内に本店・本社を有する者は、営業所長等に代理権を与えることはできない。
- イ 県外に本店・本社を有する者で長崎県と請負契約する営業所等は、本店又は本店以外の営業所等のいずれかの1つとする。
- (8) 印鑑証明書（申請日前3ヶ月以内のもの。写し不可）
- ア 法人の場合は、法務局の印鑑証明書を添付すること。
- イ 個人の場合は、市町長の印鑑証明書を添付すること。
- (9) 委任状（写し不可）
- ア 競争入札参加資格の有効期間を通じて、入札、見積、契約締結、代金の請求及び受領等の権限を本店代表（社長等）から代理人（支店長・営業所長等）に委任する場合は、委任状（様式第6号）を添付すること。
- イ 委任状の押印は、印鑑証明された印鑑を押印すること。
- ウ 法人の場合は、登記事項証明書及び印鑑証明書（申請日前3ヶ月以内のもの。写し不可）を添付すること。
- エ 長崎県に本社又は本店を有する者は、営業所長等に代理権を与えることはできない。
- (10) 使用印鑑届（写し不可）
- ア 本社又は本店が直接長崎県と取引する場合にあつて、印鑑証明されたもの以外の印鑑を入札、契約、請求書等に使用する場合は、使用印鑑届（様式第7号）を添付すること。
- イ 長崎県と取引する支店、営業所等が使用する印鑑にあつて、支店、営業所等の長に長崎県との取引上の権限を委任する場合は、使用印鑑届（様式第8号）を添付すること。
- (11) 経営事項（様式第9号）
自己資本の額及び財務比率は、財務諸表等と整合させて記入すること。
- (12) 林産物買受実績一覧表（様式第10号）
申請内容が不明なものについては、口頭で確認するのでその内容を説明すること。

6 申請書提出部数 1部

7 資格審査結果通知書（様式第11号）

資格審査の結果を申請者に通知するので、申請書と一緒に返信用切手を貼った長3封筒を提出すること。

8 資格審査申請書記載事項の変更届

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次の事項に変更があった場合は、速やかに資格審査申請事項等変更届（様式第12号）を提出すること。

なお、変更内容が確認できる書類を1部添付すること。

(1) 所在地

(2) 商号又は名称

法人である者に限り登記事項証明書（写し不可）を添付すること。

(3) 代表者の氏名

ア 法人の場合は、登記事項証明書（写し不可）を添付すること。（代理人を決めていれば委任状（様式第6号）を添付すること。）

イ 個人の場合は、誓約書（様式第2号）を添付すること。

(4) 営業所の名称及び所在地（本店、委任先の営業所及び県内の営業所）

法人である者に限り登記事項証明書（写し不可）を添付すること。

(5) 使用印鑑

ア 実印にあつては印鑑証明書（写し不可）を添付すること。

イ 代表者印（実印）以外を取引に使用する場合は、取引に使用する印鑑（様式第7号）を添付すること。

ウ 支店等で取引する場合は、長崎県との取引をする支店等で使用する印鑑（様式第8号）を添付すること。

(6) 代理人

ア 委任状（様式第6号）

イ 受任者の勤務する営業所が変更になる場合は、営業所一覧表（様式第5号）を添付すること。

ウ 委任先を変更する場合は、委任先がこの要領2に規定する資格要件を満たさないと資格の喪失となるのでご注意ください。

(7) 電話番号及びファックス番号

添付書類の必要はない。

9 競争入札参加資格変更審査申請

入札参加者の資格を有するものは、当該資格の有効期間中に次に掲げる事由が発生したときは、速やかに競争入札参加資格変更審査申請書（様式第13号）を提出し、審査を受けなければならない。

(1) 合併、営業譲渡、相続等により組織の変更が生じたとき。

(2) 会社分割により組織の変更が生じたとき。

10 その他

競争入札参加資格審査に際し、必要がある場合は、資料等の提出を求めることがある。